

令和7年度

福島県立ふたば支援学校
高等部入学者選抜募集要項

福島県立ふたば支援学校

● 小学部校舎

〒970-0116

いわき市平馬目字馬目崎6-1（福島県立聴覚支援学校平校敷地内）

電話 (0246) 34-7050

FAX (0246) 34-7052

● 中学部・高等部校舎

〒979-0201

いわき市四倉町字五丁目4（福島県立四倉高等学校内）

電話 (0246) 32-7172

FAX (0246) 32-7179

● 新校舎

〒979-0603

双葉郡楢葉町大字井出字上ノ岡3-3番地

福島県立ふたば支援学校（以下「本校」という）高等部の入学者選抜は、「令和7年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」（以下「実施要綱」という）によって実施する。

I 入学者募集

1 募集定員

- | | |
|---------|---|
| 1 課程・学科 | 全日制 普通科 |
| 2 修業年限 | 3年 |
| 3 募集定員 | 10名程度 |
| 4 教育内容 | 「特別支援学校高等部学習指導要領」に基づき、本校で定める教育課程により教育を行う。 |

2 出願資格

学校教育法施行令第22条の3に定められた知的障がいのある者で、特別支援学校の中学部、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という）を卒業又は修了した者、あるいは令和7年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という）。

II 特別支援学校前期選抜

1 出 願

1 募集範囲

原則として県下一円とし、特別の場合は県教育委員会と協議して決定する。

2 出願資格

この要項に示した「I 入学者募集 **2 出願資格**」に定めるところによる。

なお、県立高等学校前期選抜及び連携型中高一貫教育に係る入学者選抜（以下「連携型選抜」という）に出願する者は、特別支援学校前期選抜に出願することはできない。

3 出願方法

- (1) 中学部又は中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記（1）以外の者は、直接、本校校長に出願する。
- (3) 出願場所は本校新校舎とする。

4 併願の取扱い

同一人が同時に二つ以上の県立特別支援学校高等部及び県立高等学校に出願することは認めない。

5 出願期間

令和7年2月4日（火）から2月7日（金）までとする。

受付時間は午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

6 出願に必要な書類

- (1) 入学願書（実施要綱様式第1号の1により作成した本校所定の用紙による）
- (2) 高等部入学志願に関する調査書（実施要綱様式第2号及び第3号。以下「調査書」という）
ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除することができる。
なお、提出期間は令和7年2月14日（金）から2月17日（月）までとする。
受付時間は午前9時から午後4時までとする。
ただし、土曜日、日曜日は受け付けない。
- (3) 学校教育法施行令第22条の3に定められた知的障がいのあることを証明する書類
（「療育手帳」の写しや医師の診断書又は意見書など）
ただし、本校中学部から出願する場合は、この証明書類を必要としない。
- (4) 在学（出身）校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、志願者名簿（実施要綱様式第4号）を添付する。
- (5) 入学検定料は徴収しない。

7 願書受付

- (1) 受験票の交付
出願を受け付けた後、受験番号を記入した受験票（実施要綱様式第8号の1）を交付する。
- (2) 入学願書の受け付けの取り消し
本校校長は、志願者の入学願書について精査し、入学願書に記載した事項に虚偽があるときは、入学願書の受け付けを取り消すことができる。

8 出願先変更

出願者は、令和7年2月10日（月）から2月13日（木）までの期間内で、1回に限り、出願先を変更することができる。ただし、土曜日、祝日及び振替休日は受け付けない。

- (1) 受付時間
午前9時から午後4時までとする。ただし、最終日は午前9時から正午までとする。
- (2) 手続 ※出願先を他の高等部又は県立高等学校へ変更する場合
 - ① 特別支援学校前期選抜出願先変更承認書交付願（実施要綱様式第6号）を在学（出身）校長を通して、先に出願した本校校長に提出する。
 - ② 特別支援学校前期選抜出願先変更承認書交付願を受けた本校校長は、特別支援学校前期選抜出願先変更承認書（実施要綱様式第7号の1）及び特別支援学校前期選抜出願先変更連絡書（実施要綱様式第7号の2）を交付する。
 - ③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記特別支援学校前期選抜出願先変更連絡書を添えて、変更先の特別支援学校校長又は県立高等学校校長に提出する。
ただし、出願先を県立高等学校に変更する場合は、入学願書及び受験票用紙は、県立高等学校用のものを用い、入学願書には入学検定料として「福島県収入証紙」を貼付する。
なお、中学部又は中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、出願先の特別支援学校校長又は県立高等学校校長に提出する。
- (3) すでに交付を受けた受験票は本校へ返還する。

9 出願の取消し

- (1) 中学部又は中学校卒業後及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届（実施要綱様式第9号）を在学（出身）校長を通して、本校校長に提出する。
- (2) 上記（1）以外の者は、出願取消届を直接、本校校長に提出する。
- (3) 出願を取り消す者は、受験票を本校へ返還する。

2 入学者選抜

1 選抜方法

本校校長は調査書、学力検査の成績及び面接の結果を資料とし、総合的に判定して選抜する。

2 学力検査及び面接

- (1) 期 日 令和7年3月5日（水）
- (2) 場 所 本校新校舎
- (3) 学力検査 学力検査は次のとおりとする。

① B型

中学部又は中学校で国語、数学の教科を位置付けた教育課程を履修した者は、原則として国語、数学の2教科及び作業・運動能力検査とする。

② C型－ア

中学部又は中学校で各教科等を合わせた指導を主とした教育課程を履修した者は、作業・運動能力検査とする。

③ C型－イ

中学部で自立活動を主とした教育課程を履修した者は、自立活動の諸検査及び行動観察とする。

(4) 面 接

すべての志願者に対して面接を実施する。

(5) 日 程

① B型

8:10 8:30 9:00 9:20 9:40 10:00 10:40 11:00 11:30

受付	諸連絡 受験準備	国語	数 学	休 憩	作業・運動 能力検査	休 憩	面 接	終了
----	-------------	----	-----	-----	---------------	-----	-----	----

② C型

8:10 8:30 9:00 9:40 9:55 10:25

受付	諸連絡 受験準備	C－ア 作業・運動能力検査	休 憩	面 接	終了
		C－イ 自立活動の諸検査 行動観察			

(6) 注意事項

- ① 受験票、上ばき、運動着、鉛筆、消しゴム、マスクを持参すること。
- ② 計算機能や言語表現機能を有するものは持ち込まないこと。
- ③ 携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。

3 合格者発表

- (1) 日時 令和7年3月14日(金) 正午以降に発表する。
- (2) 場所 本校新校舎
- (3) 合格者に対し、本校校長は、合格通知書(実施要綱様式第10号)を交付する。その際、受験票を提出する。
- (4) 電話による問合せには応じない。

4 入学辞退の手続

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(実施要綱様式第11号)を在学(出身)校長を通して、本校校長に提出する。

ただし、中学部又は中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

3 その他必要事項

高等部を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに本校が実施する教育相談を受けるものとする。教育相談の場所は、本校中学部・高等部校舎(福島県立四倉高等学校内)又は、新校舎とする。

III 特別支援学校後期選抜

1 出 願

1 募集範囲

この要項に示した「II 特別支援学校前期選抜」の「1 出 願」の「1 募集範囲」に定めるところによる。

2 出願資格

この要項に示した「II 特別支援学校前期選抜」の「2 出願資格」に定めるところ及び原則として次の(1)～(3)による。

- (1) 県立高等学校前期選抜、連携型選抜、特別支援学校前期選抜のいずれかを受験している者。
- (2) 県立高等学校前期選抜、連携型選抜、特別支援学校前期選抜のいずれかに出願したが、特別の事情で受験できなかった者。
- (3) 他県からの転入のため、特別支援学校前期選抜に出願できなかった者。

なお、県立高等学校前期選抜、連携型選抜、特別支援学校前期選抜のいずれかにおいて合格した者は、特別支援学校後期選抜に出願することはできない。

3 出願方法

この要項に示した「II 特別支援学校前期選抜」の「3 出願方法」に定めるところによる。

4 併願の取扱い

この要項に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 **1 出願**」の「4 併願の取扱い」に定めるところによる。

5 出願期間

令和7年3月17日（月）から3月18日（火）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日、日曜日は受け付けない。

6 出願に必要な書類

(1) この要項に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 **1 出願**」の「6 出願に必要な書類」に定めるところによる。

(2) 入学願書（実施要綱様式第1号の2により作成した本校所定の用紙による）

(3) 調査書（実施要綱第2号及び第3号）は、入学願書に添付して提出する。

7 願書受付

この要項に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 **1 出願**」の「7 願書受付」に定めるところによる。

ただし、受験票（実施要綱様式第8号の2）は、本校所定の後期選抜受験票を用いる。

8 出願先変更

(1) 変更期間

出願者は、令和7年3月19日（水）に、1回に限り出願先を変更することができる。

(2) 受付時間

午前9時から午後5時までとする。

ただし、午後5時までに在学（出身）校長からの協議があり、出願者に特別な事情があると認められる場合には、本校校長は、受付時間について弾力的に対応するものとする。

(3) 手続 ※出願先を他の高等部又は県立高等学校へ変更する場合

① 出願先の変更を希望する者は、特別支援学校後期選抜出願先変更願（実施要綱様式第5号の3）、新たに作成した入学願書、受験票用紙及び調査書を在学（出身）校長を通して変更先の特別支援学校校長又は県立高等学校校長に提出する。

ただし、出願先を県立高等学校に変更する場合は、出願先変更願、入学願書及び受験票用紙は、県立高等学校用のものを用い、入学検定料納付済証明書（又はその写し）を貼付する。

なお、中学部又は中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、出願先の特別支援学校校長又は県立高等学校校長に提出する。

② 特別支援学校後期選抜出願先変更願の提出を受けた特別支援学校校長又は県立高等学校校長は、志願者が先に出願した特別支援学校校長又は県立高等学校校長に、特別支援学校後期選抜出願先変更願の写しを持参するか又はFAXで送付すると同時に電話で連絡する。

③ 出願先変更希望者のいる学校長は、先に提出した特別支援学校校長に特別支援学校後期選抜出願先変更者名簿（実施要綱様式第12号）を持参又はFAXで送付すると同時に電話で連絡する。

(4) すでに交付を受けた受験票は本校へ返還する。

9 出願の取消し

この要項に示した「II 特別支援学校前期選抜」の「1 出願」の「9 出願の取消し」に定めるところによる。

2 入学者選抜

1 選抜方法

調査書、面接の結果に加えて、作業・運動能力の諸検査若しくは自立活動の諸検査の結果を資料として、総合的に判断して選抜する。

2 諸検査及び面接

(1) 期 日 令和7年3月24日(月)

(2) 場 所 本校新校舎

(3) 諸 検 査

① B型、C型-ア

中学部又は中学校で国語、数学の教科を位置付けた教育課程を履修した者及び各教科等を合わせた指導を主とした教育課程を履修した者は、作業・運動能力検査とする。

② C型-イ

自立活動を主とした教育課程を履修した者は、自立活動の諸検査とする。

(4) 面 接 すべての志願者に対して実施する。

(5) 日 程

① B型、C型-ア

8:10 8:30 9:00 9:40 9:55 10:25

受付	諸連絡 受験準備	作業・運動能力検査	休憩	面接	終了
----	-------------	-----------	----	----	----

② C型-イ

8:10 8:30 9:00 9:40 9:55 10:25

受付	諸連絡 受験準備	自立活動の諸検査	休憩	面接	終了
----	-------------	----------	----	----	----

(6) 注意事項

- ① 受験票、上ばき、運動着、鉛筆、消しゴム、マスクを持参すること。
- ② 計算機能や言語表現機能を有するものは持ち込まないこと。
- ③ 携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。

3 合格発表

(1) 日 時 令和7年3月25日(火) 正午以降

(2) 場 所 本校新校舎

(3) 合格者に対し、本校校長は合格通知書(実施要綱様式第10号)を交付する。その際、受験票を提出する。

(4) 電話による問合せには応じない。

4 入学辞退の手続

合格者のうち、入学を辞退する者は入学辞退届（実施要綱様式第11号）を在学（出身）校長を通して、本校校長に提出する。

ただし、中学部又は中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

3 その他必要事項

高等部を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに本校が実施する教育相談を受けるものとする。教育相談の場所は本校新校舎とする。